

# 野生鳥獣資源利用実態調査のしおり



農林水産省では、鳥獣被害防止対策の一環として、野生鳥獣の食肉等への利活用の取組を推進しています。

このため、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設を対象に、全国におけるジビエ利用の正確な状況を明らかにするため、「野生鳥獣資源利用実態調査」を実施しております。

ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

また、対象となる事業を休業している場合や廃業している場合についても、調査結果を取りまとめる上で重要な情報となりますので、調査票の提出をお願いします。

## 調査の対象

食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理（ペットフード、皮革等向けの処理を含む）を行っている全ての施設



## 調査の内容

◆食肉処理施設の概要 ◆処理実績 ◆販売実績 など

## 調査の方法

本調査は下記の方法により実施します。

- ① 農林水産省が委託した民間事業者から調査票を郵送等で配布し、記入していただいた調査票を郵送により返送していただく方法等
- ② ①の方法に加えて、政府統計オンライン調査総合窓口にアクセスし、電子調査票に回答していただく方法（以下「オンライン調査システム」といいます。）もありますので、ご協力をお願いします。

## 調査の流れ

- ① 調査票の配布及び返送  
調査票は、このしおりとあわせて郵送等により皆様へお届けしています。

調査票の記入に当たっては「調査票の記入の仕方」をご覧ください。  
オンライン調査システムによる調査に協力していただける方は、同封されている「操作ガイド-政府統計オンラインへのログイン-」及び「オンライン（インターネット）回答のログイン情報について」をご覧ください。

ご記入いただいた調査票は、同封している返信用封筒にて返送をお願いします。  
なお、オンライン調査システムにより回答いただいた場合は、調査票の返送の必要はありません。

調査についてご不明な点がございましたら、調査票に記載している問合せ先にお問い合わせください。

調査票の内容を農林水産省職員や農林水産省が委託した民間事業者が他に漏らしたり、統計の作成以外の目的に使うことは統計法で固く禁じられておりますので、ありのままをご記入いただきますようお願いいたします。

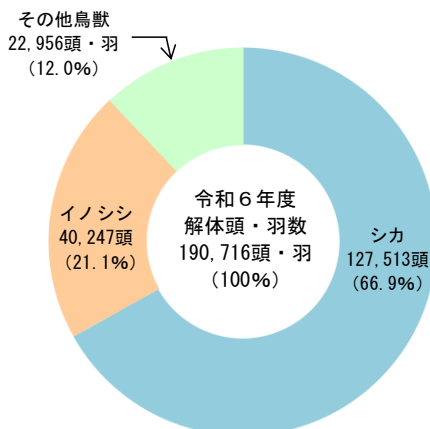
- ② 集計  
調査票は、農林水産省に集められ集計されます。  
なお、調査票は一定期間厳重に保管した後、裁断処分します。
- ③ 公表  
集計した結果については、農林水産省のホームページ等で公表します。

## 令和6年度 調査結果

令和6年度 野生鳥獣資源利用実態調査の主な結果は、次のとおりです。

野生鳥獣の解体頭・羽数 190,716頭・羽（令和5年度結果：182,627頭・羽）  
野生鳥獣のジビエ利用量 2,678 t（令和5年度結果：2,729 t）

＜野生鳥獣の解体頭・羽数（全国）＞



＜野生鳥獣のジビエ利用量（全国）＞

区分	合計	食肉処理施設が販売						解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉	自家消費向け食肉
		計	食肉				ペットフード		
			小計	イノシシ	シカ	その他鳥獣			
ジビエ利用量	2,678	2,554	1,724	485	1,211	28	830	20	104
構成割合 (%)									
合計を100とした割合	100.0	95.4	64.4	18.1	45.2	1.0	31.0	0.7	3.9
小計を100とした割合	-	-	100.0	28.1	70.2	1.6	-	-	-

資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査の結果（令和6年度）」（令和7年12月公表）  
この統計調査結果の統計表は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。  
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/jibie/index.html#y> 】

### ＜調査結果の利活用＞

本調査結果は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）」に基づく諸施策やジビエ利用拡大の推進に利用されます。  
さらに、野生鳥獣の食肉利用に関する情報を広く提供することにより、自治体、ジビエを利用する飲食業者等のジビエの関係者にも利活用いただくとともに、国民の関心と理解を深めることに繋がり、食肉利用の更なる推進に寄与するものと考えております。